

座間市指定給水装置工事事業者の新規指定について

指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は5年間です。新規指定の申請をする場合は次の手続きを行ってください。

1. 提出書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)
- ② 誓約書 (様式第2)
- ③ 機械器具調書 (種別毎各1枚以上写真を添付) (別表)
- ④ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 (発行3か月以内のもの【法人の場合】)
- ⑤ 「定款」の写し (直近のもの【法人の場合】)
- ⑥ 住民票 (発行3か月以内のもの【個人の場合】)
- ⑦ 給水装置工事主任技術者選任・解任届
- ⑧ 「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写し
- ⑨ 指定給水装置工事事業者 事業運営状況等確認書

※ 郵送で申請の場合、封筒 (角2 (切手添付)、長3 (切手添付) 各1枚) を同封してください。
(返送内容物の重さは角2 : 50 g以内、長3 : 25 g以内)

* ⑨ 指定給水装置工事事業者 事業運営状況等確認書
水道法に定める指定給水装置工事事業者の運営基準や営業内容等を確認します。確認した内容については、非公表を希望するものを除き市ホームページ等に公開します。

2. 申請手数料

10,000円 (非課税)

3. 提出方法

窓口または郵送

提出先 : 〒252-0021

座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

座間市上下水道局水道施設課

電話 (直通) 046-252-7509

FAX 046-252-8320

指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 座間市公営企業管理者

申請される日付を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ザ マ スイドウカブシキガイシャ 座間 水道 株式会社 座間
水道 印

〒252-0021

住 所 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

フリガナ 代表者氏名 スイドウ タロウ 水道 太郎

電 話 046-〇〇〇-〇〇〇〇

E-Mail xxxxxxxxxxxx@xxxxxxxxxxxxxxxxxx

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書・住民票に記載されているとおりに記入してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の役職及び氏名			
役 職	氏 名 (フリガナ)	役 職	氏 名 (フリガナ)
代表取締役	<small>スイドウ タロウ</small> 水道 太郎	(法人) 代表取締役から監査役までの役員全てを記入してください。 (個人) 個人の氏名を記入してください。	
取締役	<small>スイドウ ジロウ</small> 水道 次郎		
監査役	<small>スイドウ スイコ</small> 水道 水子		
事業の範囲	管工事業		
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり		

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の「目的」欄などを参考に記入してください。

「機械器具調書」に記入してください。

実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	座間水道株式会社 TEL 046-000-0000
上記事業所の所在地	座間市緑ヶ丘一丁目3番1号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 太郎	第00000号

「給水装置工事主任技術者免状」または「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	座間水道株式会社 東原支店 TEL 046-000-0000
上記事業所の所在地	座間市東原〇丁目〇番〇号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 次郎	第00000号

上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。

指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 座間市公営企業管理者

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ㊟

住 所

フリガナ 代表者氏名

電 話

E-Mail

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の役職及び氏名			
役 職	<small>フリガナ</small> 氏 名	役 職	<small>フリガナ</small> 氏 名
事業の範囲			
機械器具の名称、性能及び数		別紙のとおり	

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法
第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該
当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

氏名又は名称 座間水道株式会社

座間
水道

住 所 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

代表者氏名 水道 太郎

(宛先) 座間市公営企業管理者

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法
第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該
当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 _____ ④

住 所 _____

代表者氏名 _____

別表（第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	写真を添付してください。
	パイプカッター	RB-80-CV	1	
	パイプ万力	(13~150mm 用)	1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー	1/2~1 1/4 インチ	2	写真を添付してください。
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	写真を添付してください。
	パイプレンチ	13~100mm	1	
	スパナ		3	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	写真を添付してください。
<p>上記の名称、形式等は参考です。 各「種別」ごとに 1 項目以上記入してください。</p>				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(注) 種別ごとに各 1 枚以上、撮影して下さい。

写真は別紙（任意書式）でも構いません。
別紙とする場合は、次ページの書式を参考にしてください。

機械器具調書 写真



種別：管の切断用の機械器具
名称：パイプカッター
形式：RB-80-CV



種別：管の加工用の機械器具
名称：パイプねじ切り器
形式：N-100A



種別：接合用の機械器具
名称：トーチランプ
形式：ガスボンベ式



種別：水圧テストポンプ
名称：テストポンプ
形式：T-50K-P

別表（第 18 条関係）

機械器具調書

令和 年 月 日

種 別	名 称	形式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具				
管の加工用の機械器具				
接合用の機械器具				
水圧テストポンプ				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(注) 種別ごとに各 1 枚以上、撮影して下さい。



種別： _____
名称： _____
形式： _____



種別： _____
名称： _____
形式： _____



種別： _____
名称： _____
形式： _____



種別： _____
名称： _____
形式： _____

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先) 座間市公営企業管理者

指定給水装置工事事業者名を記入して下さい。

届出者

指定番号 第 号

住 所

氏名又は名称



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出をします。

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	○○○○○	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術 者免状の交付番号	選任・解任 の年 月 日
水道 太郎	第○○○○○号	選任 ○年○月○日
水道 次郎	第○○○○○号	解任 ○年○月○日
※選任届出には、給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写しを添付してください。		

指定給水装置工事事業者 事業運営状況等確認書

氏名又は名称

座間水道株式会社

座間
水道

郵便番号、住所

〒252-0011

座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

代表者氏名

水道 太郎

電話番号

046-000-0000

1 日本水道協会神奈川県支部 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表：可・不可）受講 **平成**・令和 ○○年 ○○月 ○○日 ・ 未受講

（未受講の場合、その理由）※ 非公表

未受講の場合は理由を記入してください。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日・営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表：可・不可）休業日：土 日 祝 不定 その他（ ）

営業時間： 9時00分 ～ 17時15分

修繕対応：有 10時00分 ～ 21時30分無漏水等修繕対応の可否（公表：可 ・ 不可 ）宅内給水装置の修繕 宅内埋設部の修繕その他（ ）対応工事種別（新設・改造 等）：（公表：可・不可）配水管からの分岐 ～ 止水栓止水栓 ～ 宅内給水装置その他（公表：可・不可）（例：緊急時の連絡先 等）

緊急連絡先：090-0000-0000（担当：水道 太郎）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 自社内研修（ 〇〇に関する研修 ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	令和元年 6月 1日
水道 次郎	<input type="checkbox"/> 自社内研修 <input checked="" type="checkbox"/> 外部研修（ 〇〇〇〇財団 eラーニング ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	平成30年 10月 1日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
)))	年 月 日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

自社内研修の場合は申出のみとし、
受講を証明する書類は不要です。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施工しない場合はチェックしてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

(過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、 給水管の接合いずれかの経験の有無	資格等の有無		工事 年度
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保有している資格等※ ()	
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(配管技能講習会修了者) () ()	令和元年
水道 次郎	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(配管技能士) () ()	令和元年
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	() () ()	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	() () ()	
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可				

資格は有していなくても、経験を有していれば記入してください。

以下の※を参考にして記載してください。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

指定給水装置工事事業者 事業運営状況等確認書

氏名又は名称

印

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

1 日本水道協会神奈川県支部 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表：□可・□不可）
<input type="checkbox"/> 受講 平成・令和 年 月 日 ・ <input type="checkbox"/> 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日・営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表：□可・□不可）
休業日：□土 □日 □祝 □不定 □その他（ ）
営業時間： 時 分 ～ 時 分
修繕対応時間：□有 時 分 ～ 時 分 □無
漏水等修繕対応の可否（公表：□可・□不可）
<input type="checkbox"/> 宅内給水装置の修繕 <input type="checkbox"/> 宅内埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対応工事種別（新設・改造等）：（公表：□可・□不可）
<input type="checkbox"/> 配水管からの分岐 ～ 止水栓 <input type="checkbox"/> 止水栓 ～ 宅内給水装置
その他（公表：□可・□不可）（例：緊急時の連絡先等）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修（ ） <input type="checkbox"/> 外部研修（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	年 月 日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

(過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、 給水管の接合いずれかの経験の有無	資格等の有無		工事 年度
		<input type="checkbox"/> 有	保有している資格等※	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	() ()	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	()	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	() ()	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	()	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	() ()	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	()	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	() ()	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	()	
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。